

不良・不適格業者の排除について

(論点) 公正な競争の前提として、不良・不適格業者の排除を徹底することが必要であると考えられるが、特にどのような取組みを行うことが重要か。

1. 基本的な考え方

不良・不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の適正な施工の確保に支障をきたすとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することとなる。このため、入札における競争参加資格設定や評価を適切に行うことを基本としつつ、個別的対策をも講ずることにより、技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良・不適格業者の市場からの排除を徹底する必要がある。

2. 具体的な検討事項

(1) 個別事項への対応

技術者専任制度のチェックの強化

一品受注生産の建設工事は、発注者があらかじめその品質を確認できず、使用されてはじめてその品質を確認できること、また、その品質が生産者の能力に依存するものであること、さらには、総合組立産業であることから、様々な材料、資機材、技能者、施工方法等を総合的にマネジメントする必要があること等から、必要な資格、経験等を有する技術者を現場に配置することが、建設業法により義務付けられているが、厳しい競争の中で、この技術者の配置を怠っている業者も少なくないと指摘されており、その遵守の徹底を図る必要がある。

技術者の専任が必要な工事については、発注者の協力により違反を

排除できるような具体的な仕組みを検討すべきではないか。

発注者支援データベースへの市区町村の加入を促進することにより、主として小額工事の発注が多い地方公共団体における技術者専任制の確認を徹底すべきではないか。

民間工事についても公共工事における施工体制台帳や施工体系図の取扱いに準じて、施工体制の確認を徹底できるようにするべきではないか。

一括下請負の未然防止

一括下請負の摘発に当たっては発注者の協力によるところが大きいこと、関係する建設業者の処分には許可行政庁が複数にまたがることなどから、一括下請負が発覚した場合の対応を適切に行うため、関係行政機関間の一層の連携の強化や認識の共有を図るべきではないか。

許可行政庁や発注者、建設業者にとっても一括下請負に該当するケースが明らかになるよう、基準の明確化を図るべきではないか。

経営事項審査に係る虚偽申請の排除

入札契約における業者選定の基礎となっている経営事項審査制度について、虚偽の申請を行っている業者があるとの指摘があるが、公正な競争に悪影響を与える、これらの悪質な行為については、建設業を取り巻く厳しい現状等も踏まえ、虚偽を行いにくい制度見直しやチェックの強化を進めるとともに、経審のマイナスの評価項目として監督処分実績を加えるなど、ペナルティの強化についても検討すべきではないか。

虚偽申請に関与した者に対する措置

行政書士など建設業の許可や経営事項審査の申請、財務諸表の作成等に係る虚偽に関与した者が特定できる場合には、その責任を問うための措置について検討すべきではないか。

許可における暴力団排除の強化等

現在でも、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかである者は建設業許可の欠格要件とされているところであるが、暴力団排除を強化するため、警察当局との連携をさらに強化すべきではないか。

(2) 違反行為の排除・摘発のための総合的な取組み

発注者の指名停止措置については、公共工事の適正な執行を確保するとともに、再発の防止を図る観点から、あらかじめ定められた基準に基づき、厳正に運用することが必要であるが、指名停止基準の未策定の発注者が多いこと、不適切なタイミングでの指名停止等の問題もあることから、その恣意性を排除し、客観的な実施が行われるようにすべきではないか。

許可行政庁の立入調査や発注者支援データベースの利用の際に違法行為が発覚した場合に発注者と許可行政庁の連携を円滑に行うためのマニュアルの作成等、各現場を監督している発注者と許可行政庁の連携の強化を図るべきではないか。

国土交通省において運用している建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステムの改善・普及と地方公共団体の参加促進を図るべきではないか。また、掲載内容についても充実を図るべきではないか。

不良・不適格業者の排除の徹底

施工体制の明確化

施工体制台帳の作成、
工事現場への備え置き

施工体系図の工事
現場への掲示

施工体制台帳の写し
の発注者への提出

発注者による工事
現場の点検

許可行政庁による
立入検査(施工体
制等調査指導班)

技術者の適正配置

大規模工事における
兼任の禁止(専任制)

監理技術者資格者
証による本人確認

発注者による技術者
の設置状況の点検

発注者支援データベ
ースによる専任制の確認

恒常的な雇用関係の
明確化(3ヶ月以上の
雇用関係が必要)

丸投げの禁止

発注者の承諾があ
る場合を除く丸投げ
の禁止

公共工事における丸
投げの全面禁止

丸投げの処分強化
(原則営業停止)

不正行為への対処

厳正な監督処分

監督処分情報の
公告・閲覧

談合等不正と疑わ
しい事実の公正取
引委員会、許可行
政庁への通知

関係機関との連携
による不正行為の
ホームページによる
公表(コラボレーシ
ョンシステム)

建設業法

入札契約 適正化法

ダンピング受注の排除

低入札価格調査対象工事における対策
・前払金の縮減(4割 2割)
・履行保証割合の引上げ(1割 3割)
・過去の工事で品質に問題があった企業
に対する受注者側技術者の増員

低入札価格調査制度や最低制限価格制
度の活用についての発注者への要請

元下関係の適正化

下請契約や代金支払に関
する業界団体への指導

下請代金の支払状況等に
関する調査、立入検査

暴力団の排除

不正行為の警察当局への通知

役員が暴力団構成員である申
請者の建設業許可からの排除

警察当局から排除要請のあつ
た者の指名対象からの排除

建設業における技術者制度

建設業法では、建設工事の請負契約の適正な締結、履行の確保や適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識やその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に配置することを求めている。

| 許可を受けている業種 | | 指定建設業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事 | | | その他（左記以外の21業種） | | |
|------------|-----------------|--|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 建設業の許可制度 | 許可の種類 | 特 定 | | 一 般 | 特 定 | | 一 般 |
| | 営業所に必要な技術者の資格要件 | 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | 一級国家資格者 実務経験者 | | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 |
| 工事現場の技術者制度 | 元請工事における下請金額合計 | 3,000万円以上* | 3,000万円未満* | 3,000万円*以上は契約できない | 3,000万円*以上 | 3,000万円*未満 | 3,000万円*以上は契約できない |
| | 工事現場に置くべき技術者 | 監理技術者 | 主任技術者 | | 監理技術者 | 主任技術者 | |
| | 技術者の資格要件 | 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | | 一級国家資格者 実務経験者 | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | |
| | 技術者の専任 | 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が2,500万円**以上のときに必要 | | | | | |
| | 資格者証の必要性*** | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要ない | | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要ない | |

* 建築一式工事の場合は4,500万円

** 建築一式工事の場合は5,000万円

*** 平成16年3月1日以降は監理技術者講習修了証も必要

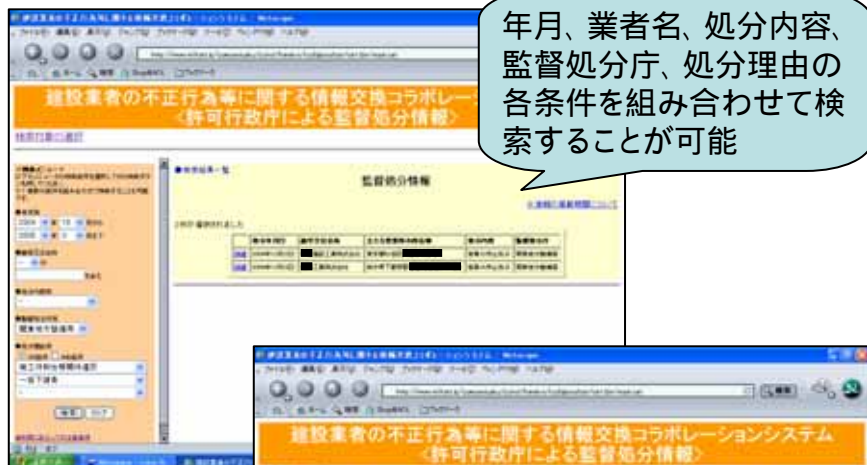
建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

国土交通省では、建設業における不正行為等の防止を図るため、関係機関と協力して情報を共有するシステムを国土交通省ホームページにおいて運用中。

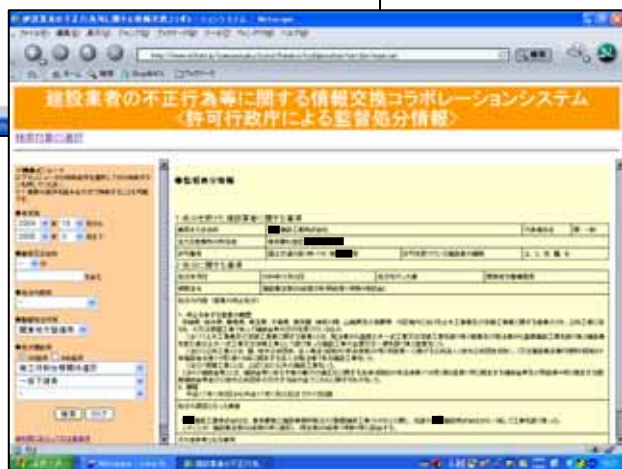
許可行政庁による監督処分情報

平成14年6月から掲載してきた国土交通大臣許可建設業者の監督処分情報に加え、都道府県知事許可建設業者の情報をあわせて掲載。(平成15年10月～)

年月、業者名、処分内容、監督処分庁、処分理由の各条件を組み合わせ検索することが可能



検索結果一覧

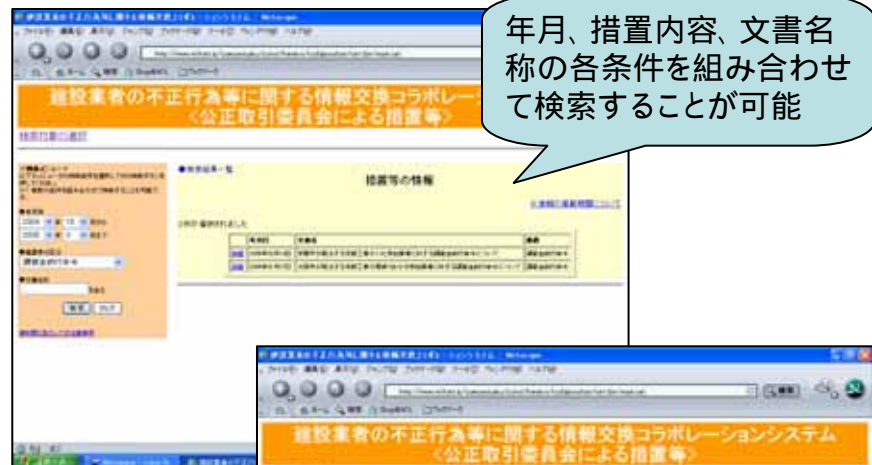


処分情報詳細

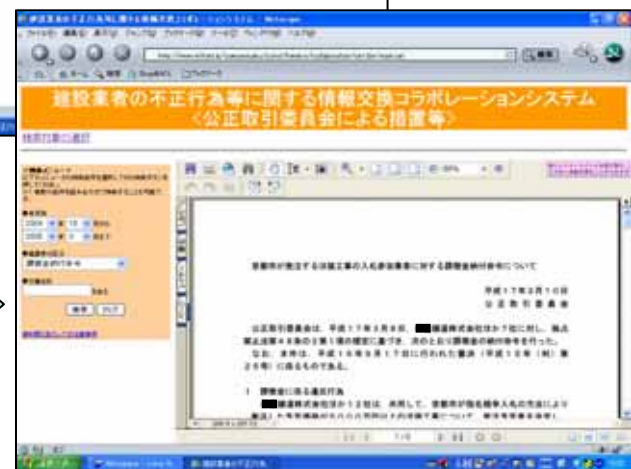
公正取引委員会による措置等

独占禁止法に基づいて建設業者に対して採られた措置等に関する情報を掲載。(平成16年3月～)

年月、措置内容、文書名称の各条件を組み合わせ検索することが可能



検索結果一覧



措置情報詳細

コラボレーションシステムのアドレスは <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/index.html>
実際の画面上では黒ぬり部分も表示

施工体制等調査指導班

不良・不適格業者の排除を推進するため、地方整備局等の建設業担当部局による立入調査や報告徴取を行い、不正行為等に対して監督処分等の厳正な対応を実施しているところ。

立入検査対象

発注者から通知を受けた一括下請負の疑いがある事案の他、経審の虚偽記載の疑いがある事案、適切な施工が行えない恐れがあるものや技術者の専任違反のある事案等について、必要に応じ立入検査を行う。

立入検査方法

抜打ちによる工事現場や営業所への立入検査を行う他、既に工事が終わっている事案や経審の虚偽記載の疑いがある事案については、報告徴取を行う。

専門家との協力

暴力団等の関係について都道府県警察、経審虚偽記載の関係について公認会計士と必要に応じ連携を図りつつ、より効果的な調査を実施することとしている。

平成16年度実施結果

前年度からの継続案件を含め119件を調査（107件）

疑義が確定した80件について監督処分等の措置（54件）

- ・許可取消処分 1件（0件）
- ・営業停止処分 27件（10件）
- ・指示処分 43件（26件）
- ・勧告等 9件（14件）
- ・その他 0件（4件）

（ ）は平成15年度実績

確定した疑義内容は92件（65件）

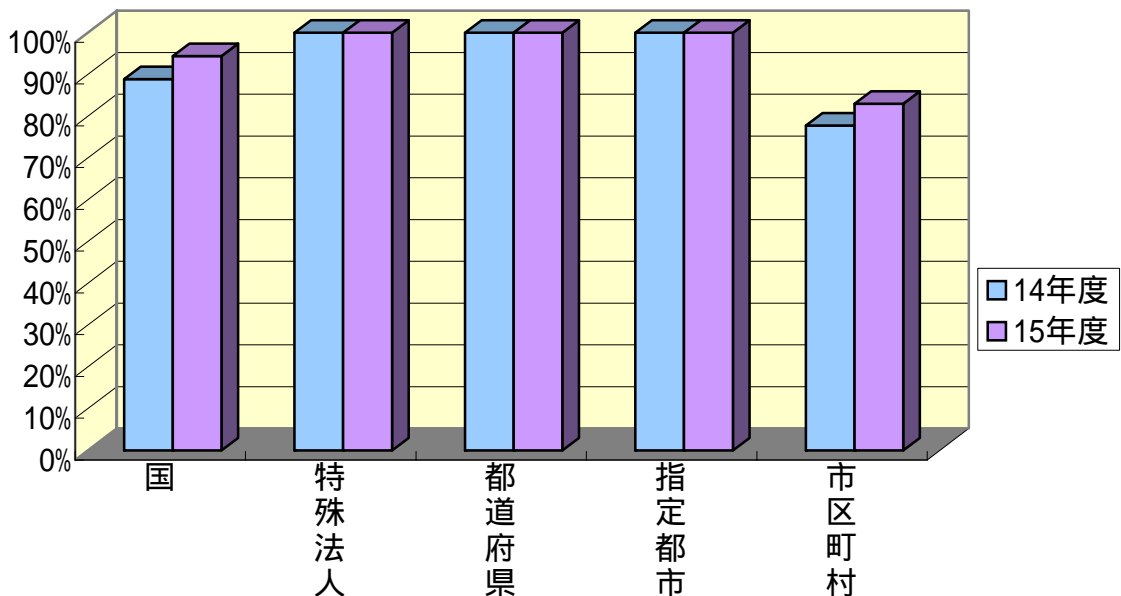
- ・一括下請負 10件（4件）
- ・技術者制度違反 34件（28件）
- ・経営事項審査虚偽記載 15件（8件）
- ・施工体制台帳等虚偽記載 7件（3件）
- ・無許可業者との下請契約違反 10件（4件）
- ・下請契約締結制限違反 5件（2件）
- ・施工不良 2件（7件）
- ・その他 9件（9件）

施工体制台帳の写しの提出について

(平成16年3月末現在)

| | | 提出させている | | 提出させていない | |
|----------------|-------|---------|--------|----------|-------|
| | | 14年度 | 15年度 | 14年度 | 15年度 |
| 国 | | 16 | 17 | 2 | 1 |
| | | 88.9% | 94.4% | 11.1% | 5.6% |
| 特殊法人等 | | 39 | 37 | 0 | 0 |
| | | 100.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 地方 公共 団体 | 都道府県 | 47 | 47 | 0 | 0 |
| | | 100.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 指定都市 | 13 | 13 | 0 | 0 |
| | | 100.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 市区町村 | 2486 | 2608 | 710 | 534 | |
| | 77.8% | 83.0% | 22.2% | 17.0% | |
| 小計 | 2546 | 2668 | 710 | 534 | |
| | 78.2% | 83.3% | 21.8% | 16.7% | |
| 計 | | 2601 | 2722 | 712 | 535 |
| | | 78.5% | 83.6% | 21.5% | 16.4% |

提出させている団体数の割合の推移

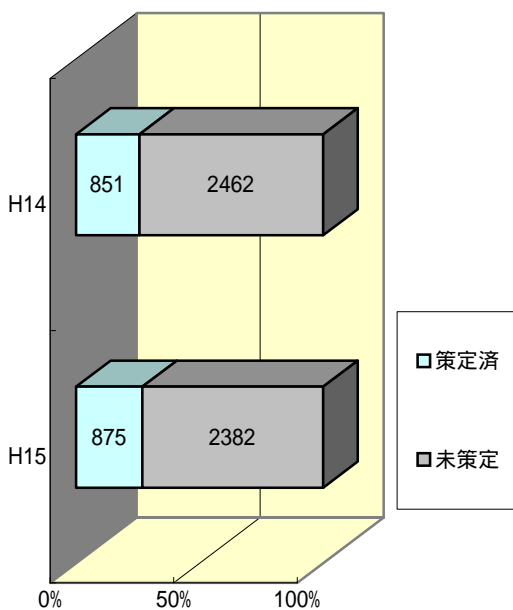


施工体制把握のための要領の公表について

(平成16年3月末現在)

| | 公表済み | | 公表予定 | | 未公表 | | 未策定 | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | 14年度 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | 14年度 | 15年度 | |
| 国 | 10 55.5% | 10 55.5% | 1 5.6% | 1 5.6% | 2 11.1% | 4 22.2% | 5 27.8% | 3 16.7% | |
| 特殊法人等 | 23 59.0% | 24 64.9% | 2 5.1% | 2 5.4% | 5 12.8% | 5 13.5% | 9 23.1% | 6 16.2% | |
| 地方公共団体 | 都道府県 | 38 80.9% | 40 85.1% | 1 2.1% | 0 0.0% | 7 14.9% | 6 12.8% | 1 2.1% | 1 2.1% |
| | 指定都市 | 10 76.9% | 10 76.9% | 0 0.0% | 0 0.0% | 3 23.1% | 3 23.1% | 0 0.0% | 0 0.0% |
| | 市区町村 | 317 9.9% | 364 11.6% | 150 4.7% | 139 4.4% | 282 8.8% | 267 8.5% | 2447 76.6% | 2372 75.5% |
| | 小計 | 365 11.2% | 414 12.9% | 151 4.6% | 139 4.4% | 292 9.0% | 276 8.6% | 2448 75.2% | 2373 74.1% |
| 計 | 398 12.0% | 448 13.8% | 154 4.7% | 142 4.4% | 299 9.0% | 285 8.7% | 2462 74.3% | 2382 73.1% | |

要領の策定状況



要領を策定済みの団体の公表状況

